

令和5年度

第1回 豊明市国民健康保険運営協議会

議事録

令和5年7月13日（木）

午後2時開始

豊明市役所 本館4階 第3委員会室

## 令和5年度 第1回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和5年7月13日（木）午後2時から

豊明市役所 本館4階 第3委員会室

出席者 公益代表	加藤 誠	松本 昇	加藤 充子
保険医・薬剤師代表	嘉戸 竜一（医師代表）	松森 正起（歯科医師代表）	
被保険者代表	田口 一子	今井 和子	
保険者代表	豊明市長	小浮 正典	
	健康福祉部長	中村 泰正	
	保険医療課長	近藤 有紀子	
	保険医療課	栗田 久美子	

傍聴者 0名

令和5年度第1回豊明市国民健康保険運営協議会を令和5年7月13日（木）豊明市役所本館にて開催しました。議題及び審議経過については、以下のとおりです。

### 議事

- （1）令和4年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和5年度予算について
- （2）令和5年度国民健康保険税率等の改正について
- （3）その他 令和5年度スケジュールについて

開始 午後2時

### 進行（課長）

本日は大変お忙しい中、定刻にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和5年度第1回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。今年度より保険医療課長を務めております近藤と申します。よろしく願いいたします。

4月より委員の交代がありました。永年にわたり、委員をお努めいただきました保険医代表の永田先生が退任され、後任として前後整形外科の嘉戸竜一先生を選任させていただきました。よろしく願いします。

それでは会議の開催に先立ちまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

### 市長

新たに就任されました嘉戸委員、引き続きお努めいただく委員の皆様、この協議会委

員は非常に重要で難しい役割を担っていて、ご負担をおかけしますがよろしくお願いたします。

国の政策で、社会保険等の被用者保険の加入拡大がすすめられており、後期高齢者になってくる人の増加もありますので、国保加入者は減る一方です。本市は人口が増えていないのですが、世帯人員数が減るため、世帯数はどんどん増えています。そんな中においても、本市国保は世帯数も減っている状況です。減免世帯割合も高く、非常に運営維持が難しい状況です。とはいえ、支払い能力の高い方々に負担を多くしていただければよいというものでもなく、バランスのとれた運営をしなければなりません。しかも、本市は非常に医療費が高い状況にあるため、国保運営は非常に難しいものとなっていますので、それぞれのお立場で忌憚のない意見をいただければと思っております。

本日が一回目ということですので、どうぞよろしくお願いたします。

### 進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、退席をさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、保険医・薬剤師代表の太田委員、被保険者代表の橋本委員から欠席のご連絡を頂いていますが、協議会運営規則第5条により過半数の出席がございますので、会は成立いたします。

### 進行（課長）

ここで、改めて本協議会について、ご説明させていただきます。根拠法令等の資料をご覧ください。

本協議会につきましては、「国民健康保険法」第11条第2項にございますが、市町村が処理することとされている事務に係るもので、保険給付、保険料の徴収その他重要事項について審議するために設置されているものと位置づけられています。続きまして「国民健康保険法施行令」をご確認ください。協議会の組織、委員の任期、会長について定められています。また、「豊明市国民健康保険条例」で、委員の人数について定められており、「豊明市国民健康保険運営協議会規則」では、協議会の任務、議事などについて定められています。特に重要なのは、第2条（協議会の任務）協議会は次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて答申するとされている点です。国民健康保険税に関することですが、平成30年度以降、ほぼ毎年見直しをしてきております。そのたびに市長より諮問を受け、この協議会で審議をして、市長に結果を答申するという重大な任務がそれとなっております。

委員のみなさまには大変なご負担となりますが、事務局としても適切な資料準備等、

努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先程も報告させていただきましたが、1名、委員の交代があり、今年度、初めての顔合わせとなりますので、改めて皆さんの紹介を、自己紹介の形でお願いしたいと思います。

(委員順次自己紹介)

## 進行（課長）

ありがとうございました。今年度も引き続き、会長は加藤様、副会長は松本様でお願いいたします。

それでは、これより運営協議会規則第3条の規定により会長に議長になっていただきまして、会議を進めてまいります。本日は市長からの諮問はございませんので、報告事項等を議題とさせていただいております。会長よろしくお願いいたします。

## 会長

それでは、よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名をしていただく委員2名を指名させていただきたいと思います。保険医代表の松森委員と被保険者代表の田口委員に署名をお願いしたいと思いますので、両委員よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。

議題（1）令和4年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和5年度予算についてを事務局より説明をお願いします。

## 事務局

説明に入ります前に本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております。

(資料確認)

不足している資料はございませんでしょうか。それでは、説明を始めさせていただきます。

A3-1 ページ「令和4年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和5年度予算について」をご覧ください。左側の上の表が「歳入」、下が「歳出」、左から令和3年度決算額と令和4年度決算見込額、前年対比となっています。歳入・歳出科目の用語につきましては、「国民健康保険における主な用語の説明」を参考にしてください。

まず始めに、右側の下のほうにあります「国保加入者の状況」からご確認いただきたいと思います。被保険者数は11,300人程ですが、昨年度から700人程減っています。世帯数も300程減っています。一昨年から昨年度への減少は400人程でしたので、減少傾向が高くなっています。特に前期高齢者の減少が多く550人程です。国のすすめる被用者保険の対象拡大と2025年に団塊世代の75歳到達がピークに達することが要因と考えています。そのため、ここ1・2年が後期高齢者への移行が大きい山となってきます。

また、右側の一番上の「保険税の収納状況」もご覧ください。令和4年度は現年収納率が95.72%と上がっております。本市の収納率は以前から高くないのですが、県の国民健康保険運営方針における目標である95%に達することができました。

続いて、「歳入」から説明させていただきます。

令和4年度歳入決算見込額が合計で、62億1,332万円、前年より約1億6,271万円、2.5%の減となっております。主なものを説明します。まず、「保険税」は合計で12億2,330万7千円。前年度比800万円ほどの微減となっております。これは、被保険者数の減少する一方、保険税の収納率が上がっているためです。

先ほども申し上げましたが、現年分も滞納分も、令和4年度は前年度より向上しており、県の国民健康保険運営方針における目標に達しています。

左の表に戻ります。「保険税」の2つ下「県支出金」ですが、「保険給付費等交付金」の「普通交付金」は、市が行う保険給付費分が交付されるもので、40億5,760万1千円、前年度比3億697万円、7%の減となっております。減額となっている背景については、保険給付費のところでご説明します。

「特別交付金」は、保険者努力支援分、特別調整交付金、県2号繰入金分、特定健診等負担金がそれぞれ増額となっております。県支出金合計で41億7,670万1千円、前年度比18.5%、2億9,230万円ほどの増でした。

その下「繰入金」の「一般会計繰入金」は、法律で決められた分として、事務費、低所得世帯保険税軽減分にあたる基盤安定、出産育児一時金があります。また、法定外のものとして、令和4年度は3億2,149万4千円、前年度比39.8%、約1億8,743万円の増となっております。このうちの1億6,605万2千円は、歳出でもご説明しますが、基金積立に充てるものとなっております。また、この3億2,000万円程のうち、その他赤字繰入は1億291万円でした。

各年度の歳入歳出の差異、赤字を計画的に縮減するための赤字削減解消計画というのがあり、今年度を最終年度とする6か年計画となっております。令和4年度は約5,200万円の削減を見込んでおりましたが、達成することができませんでした。この計画では令和5年度も同程度の削減により計画達成としているものです。令和4年度削減未達成額と合わせ、1億300万円程の削減が求められてまいります。なんとか、計画

達成に向けて頑張りたいと考えていますが、計画の延長や変更をご報告させていただくことになるかもしれませんので、その際にはよろしく願いいたします。また、国保財政調整基金からは、予算通り 5,000 万円を繰入れました。

続きまして、下の表「歳出」を説明します。主な支出は、保険給付費で、支出額全体の 69%を占めております。保険給付費の決算見込額は 40 億 9,447 万 9 千円で、前年度と比較し、2 億 8,845 万円 6.6%の減額となっております。被保険者数は減少しており、1 人あたり給付費は前年度と同程度ですので、給付費総額としては減少しております。

ここで「決算状況などのグラフ」【グラフー 4】をご覧ください。療養諸費の推移を表したものですので、棒グラフ部分をご覧ください。全国的には令和 2 年度にコロナの影響で落ち込み、反動で令和 3 年度に大幅に上がり、令和 4 年度に落ち着きといった傾向となっておりますが、本市においては、令和 2 年度には落ち込むことはなく、増加が鈍化して、令和 3 年度に増加しといった傾向となりました。

その下「国民健康保険事業費納付金」は、県から保険給付に必要な費用分を交付金としてもらう代わりに、県へ支払う納付金です。市町村の医療費水準、所得水準を反映して、県が決定した金額を支払ったもので、令和 4 年度は 17 億 6,704 万 3 千円、前年度とほぼ同程度でした。保険税水準の統一について、愛知県では、この納付金ベースでの保険税水準の統一をこの 6 年間ですすめる方向で検討していくとしておりますので、この納付金どうなっていくのかが要になってくると考えています。

その下の「特定健診等事業費」は、5,446 万 2 千円、前年度とほぼ同額でした。令和 2 年度新型コロナの影響で減った健診受診者数が、令和 3 年度には回復し、同程度の受診を維持していることと、未受診者対策事業を委託により実施したことによります。

歳出「合計」 令和 4 年度決算見込額として 61 億 7,299 万 5 千円は、前年より比約 1 億 5,373 万円、2.4%の減となりました。「歳入歳出差引残額」は、4,032 万円で、この差引残額が、翌年度への「繰越金」となります。また、先ほど少しご説明しましたが、基金には 1 億 6,605 万円を積立てしております。

続きまして、令和 5 年度予算額について概略を説明します。左側の表の一番右側「5 年度予算額」をご覧ください。「保険税」は、合計で、12 億 3,735 万円、税率改定はしましたが、被保険者数の減少により、課税総額は令和 4 年度予算より少なく見込んだものです。「県支出金」は、合計で 42 億 5,000 万円程、「繰入金」は、一般会計繰入金と国保財政調整基金繰入金 9,800 万円とを合わせて、7 億 2,100 万円ほどを計上しました。

続いて「歳出」です。「保険給付費」の合計として 41 億 7,400 万円程、「事業費納付金」18 億 7,800 万円ほどを計上しています。「保険給付費」は歳出の 67%を占めています。令和 5 年度予算額の合計は 62 億 1,810 万円 となっております。

つづいて決算状況などのグラフをご覧ください。一番上の左側【グラフー1】が「国保特会」の「歳入状況」、右側【グラフー2】が「歳出状況」です。では、【グラフー1】「歳入状況」について。棒グラフの一番下の青色が「保険税」で、令和4年度の収入総額に占める割合は19.7%となっています。その上の赤色が県からの交付金などで、割合としては67.2%です。その次、緑色が「繰入金」で11.6%となっています。

右側【グラフー2】は「歳出状況」です。赤色の部分が「療養諸費」で、令和4年度は支出総額の65%を占めています。その上の青色は「国保事業費納付金」で、支出割合としては28.6%程度です。2段目のグラフをご覧ください。左側【グラフー3】が「被保険者数と1人当たり保険税の推移」、右側【グラフー4】が「療養諸費の総額と1人当たり給付額」のグラフです。【グラフー3】では、被保険者数が、年々、減少していること、1人あたり保険税額（収納額）は増加していることが分かります。また、右側【グラフー4】では、療養諸費（保険給付費）の推移を表したものです。療養諸費の総額はほぼ横ばいであるのに対し、1人あたり給付額は伸びている状況がわかります。一番下の【グラフー5】【グラフー6】は、令和4年度の予算を円グラフで表したものです。以上でグラフの説明を終わります。

続けて、令和5年度の国民健康保険の制度改正についてご説明します。資料をご覧ください。1の税率等改定についてです。昨年度、この協議会でご審議いただき、答申をいただきました国保税率の改定について、3月議会にて議案上程し、原案のまま承認され、4月1日より施行されましたので、ご報告いたします。

改正内容については、表のとおりです。国保税は加入されている方の所得に応じて算定する所得割額と、1人あたりいくらという均等割額、1世帯につきいくらという平等割額、この3つの種類の合算で課税されております。このことは、6月と7月の広報、ホームページ、それから納税通知書にも周知チラシを同封させていただきました。

また、税率改定のほか、①課税限度額の国基準の引き上げと②低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しがされています。

課税限度額の国基準の引き上げについては、医療分で2万円、後期分で1万円、計3万円の引き上げ、全体で99万円から102万円となっています。本市は、この運営協議会での取り決めにより、1年遅れで国基準に合わせていくこととしており、税率とともに改定し、4月1日より施行されております。課税される額は上限額が決められていて、地方税法施行令で定める額を超えることはできないこととされておりまして、市町村は国の基準を超えない範囲で課税限度額を条例で定めることとなっています。限度額があがることにより、中間層以下の方に負担がかかりにくくなるものです。

低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しも4月1日より施行されております。7割・5割・2割軽減とありますが、今回は5割・2割対象者の幅を広げるという改正

となっています。

また、新型コロナウイルス感染症が5月8日をもって第5類に移行いたしました。令和元年度末からの国保関連の対応策が、傷病手当金、国保税の徴収猶予、国保税の減免3つありましたが、それぞれほぼ終了となっております。以上が、今年の制度改正の内容となります。

## 会長

議題（1）令和4年度国民健康保険特別会計決算見込及び令和5年度予算についての説明をお願いしましたが、（2）令和5年度国民健康保険税率等の改正についてもご説明いただきましたので、今までのところでまとめて、委員のみなさんからのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

## 委員

新型コロナウイルス感染症関連でとられた対策の実績、人数と金額、国や県の補助について教えてください。

## 事務局

おおよその実績回答となるが、傷病手当金については、開始された令和2年度に2件程、令和3・4年度にそれぞれ20件程度でした。手当額は申請者の収入額によるので、まちまちですが、令和4年度は総額887,000円でした。徴収猶予については、債権管理課担当となるので、詳細把握していませんが、令和3年度は何件かありと聞いています。また、減免につきましては、令和3・4年度とも10件程度ありました。傷病手当金と減免について、ともに令和3年度は全額国費、令和4年度は、国費に、一部市の支出があります。

## 会長

国の被用者保険の対象拡大化で、被保険者数の減少が今後も想定されるころだと思います。今回も前年から6～64歳層で147人減少している状況について、事務局としてはどのように今後の想定をしていますか。

## 事務局

令和2年度と令和3年度で6～64歳層は118人の減少となっており、今回と大きく変わらない状況です。一方、前期高齢者は256人から555人と減少幅が大きいので、団塊世代の後期高齢者保険への移行影響の方が大きいと考えています。ただ、国は小規模事業所に働く人とか、短時間労働も被用者保険の対象にといった検討をすすめているので、



その影響は今後出てくると考えています。

## 委員

基金積立金について、令和5年度予算の金額が令和3・4年度決算額と大きく金額が違っているのはどうしてですか。

## 事務局

基金は、歳入の著しい減少への対応や赤字削減などへの対応として備えており、令和4年度は一般会計から3億2,000万円程繰り入れて、1億6,600万円程積み立てたものです。年度当初は利子分だけ計上しており42,000円となっています。

## 会長

ありがとうございました。来年度の保険税については、このあと県から納付金概算が示されてくる12月に検討し、さらに正式な数字として県から示される1月に検討を深めることとなります。よって、今回はざっくりと概要を確認する内容となっています。今後、数年は団塊世代の高齢化の影響を受けるとのことでした。

では、続きまして、(3)その他で、令和5年度スケジュールについて、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

今年も、来年度の納付金算定と、国保税率の見直しを行っていくわけですが、今年度中に令和6年度から6か年にわたる第3期愛知県国民健康保険運営方針が示されることとなります。その中で、愛知県の納付金をベースとした保険税水準の統一案が示されることと考えています。それらを踏まえて、秋頃に令和6年度納付金の仮算定、年末に確定係数か提示され、年明け早々に本算定、その後、国保税額を算出、予算反映、税率案諮問、答申、3月議会にて国保税条例改正・予算審議となります。運営協議会の予定としましては、昨年度と同じようなスケジュールで、仮算定の出た12月頃に第2回を、本算定が出て、税率案ができた頃の1月下旬～2月上旬に第3回を予定しております。この3回目の協議会で、税率等の諮問をさせていただくことも予定しております。よろしくをお願いします。

## 会長

ただいま説明がありましたが、委員のみなさんからのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**会長**

ありがとうございました。その他、事務局から何かありますか。

**事務局**

ありません。

**進行（課長）**

それでは、これで豊明市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

終了 午後3時10分